

令和5年第2回定例会(令和5年6月23日)

総務企画消防委員会委員長 (森山 義治 委員長)

去る6月15日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第46号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)」関係部分ほか、8件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、「議第46号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)」政策企画課関係部分では、デジタル田園都市国家構想交付金の追加額、一般旅客自動車運送事業者の運転手として就職した就職氷河期世代の移住者の二種運転免許取得に要する経費を助成するための地域就職氷河期世代支援加速化交付金、ナイトバス運行を委託するための地域活力づくり総合補助金及び、移住支援金として移住支援事業費補助金を歳入として計上しているとの説明がなされました。歳出では、県外からの移住者を対象に、移住の促進並びに就職氷河期世代の就労や社会参加の推進を支援し、公共交通事業の運転手不足の解消を図る目的で移住定住促進に要する経費の追加額、夜間のタクシー不足による市民や観光客の移動手段の確保に加え、消費拡大による経済波及効果の向上のため、ナイトバスの運行を委託する経費及び、県外からの移住者を対象とした一般旅客自動車運送事業者における人材の育成と確保を目的として、運転免許の取得に必要な経費を計上しているとの説明がなされました。移住支援事業については、委員から、運転業務に特定をするよりも、新型コロナウイルス感染症の影響で退職をした運転手を対象に再雇用奨励金を支給する方が、実効性が上がるのではないかという質疑がなされ、当局より、既に事業者が再雇用に関する奨励金制度等の取り組みを行っているが、未だ人手不足の状況であるため、今回、交付金等を活用し、特に就職氷河期世代の就職・移住支援を手厚くし、県外の方を対象とした移住支援事業を行うとの答弁がなされました。また、別の委員より、移住者に給付金を支給する時期についての質疑がなされ、移住し3か月後に申請をし、審査の後支給という流れになるが、支給後、5年間は定住し就職を継続しなければ移住支援金の返還義務が生じるとの答弁がなされました。ナイトバスについては、委員より、無償は受益者負担に反するのではないかという質疑に対し、路線バスの延長も検討したが事業者の対応が難しいこと、また有料の検討も行ったが、事業計画の作成や国土交通大臣の許可に時間がかかることから、迅速を要する夜間の移動手段の確保のため、無償としたとの説明がなさ

れました。別の委員より民業圧迫ではないかとの質疑がなされ、バスの最終便の30分後に運行開始する等の配慮を行うとの答弁がなされました。

次に財政課関係部分では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額の計上があり、今回の補正予算においてプレミアム商品券発行事業及び、商店街街路灯省エネ対策支援事業の財源として計上をしており、別府市財政調整基金繰入金の追加額では、今回の補正予算における財源不足に対応するため、4億2112万8千円の増額との説明がなされました。

湯のまち別府ふるさと応援基金繰入金の追加額では、別府ツーリズムバレー事業の財源として活用するとの説明がなされました。

自治連携課関係部分では、自治会公民館等で使用するコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対する助成金を計上するとの説明がありました。また、この財源については、一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業助成金を活用するとの説明がなされました。

防災危機管理課関係部分では、大規模災害発生時、被害の軽減に繋げる目的からコミュニティ助成事業の交付決定に伴い、石垣地区防災士会が整備する防災資機材購入費に対して助成するものと説明がなされました。

消防本部関係部分では、火災予防啓発のための各種訓練に使用する訓練用放射器具と訓練用標的器を購入する経費50万円を追加額として計上されました。歳入について、一般財団法人自治総合センターが助成を行うという説明がなされました。委員より、具体的にどのように活用するのかという質疑に対し、地域防災組織助成事業の一環で、消防本部に事務局がある女性防火クラブの訓練用の整備を行うために活用するとの答弁がなされました。

以上の予算議案1件の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に4件の条例議案についてであります。

まず、「議第48号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を廃止することに伴う条例改正であること、「議第49号別府市税条例の一部改正について」では、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、別府市税条例を改正し規定を整備するとの説明がなされました。委員より、森林環境税が個人住民税均等割と併せて徴収されることは、どのように市民の方に周知を行うのかという質疑に対し、納税通知書に記載や市報にて周知を行うとの答弁がなされました。「議第50号別府市税特別措置条例の一部改正について」では、地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業のための施設の要件である設置期

限が延長されたことに伴い改正すること、「議第 54 号別府市消防火災予防条例の一部改正について」では、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、火災予防上必要な措置の見直しがされたことに伴い、条例を改正するとの説明がなされました。

以上の条例議案 4 件におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後にその他議案 4 件についてであります。

「議第 55 号の市長専決処分」関係部分では、当局より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を低所得世帯支援として 1 世帯当たり 3 万円を給付する住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給事業の財源に計上をすること、「議第 56 号市長専決処分」関係部分では、コロナ禍に加え、燃料費高騰による影響を受け、厳しい経営状況である地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、市内事業所等を有するバス事業者、タクシー事業者の運航に必要な経費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を物価高騰対策における生活者と事業者支援として、燃料価格高騰対策や食材費高騰対策等の各事業の財源として計上との説明がなされました。「議第 58 号市長専決処分について」では、令和 5 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日施行する必要に伴い、別府市税条例の市民税関係部分及び固定資産税関係部分を改正すること、「議第 59 号市長専決処分について」別府市都市計画税条例を地方税法の改正により条項の移動等に伴う所要の改正を行うものと説明がなされました。

以上、その他議案 4 件におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何卒、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。